

内部通報制度に関する 認証制度の導入について

平成30年9月7日

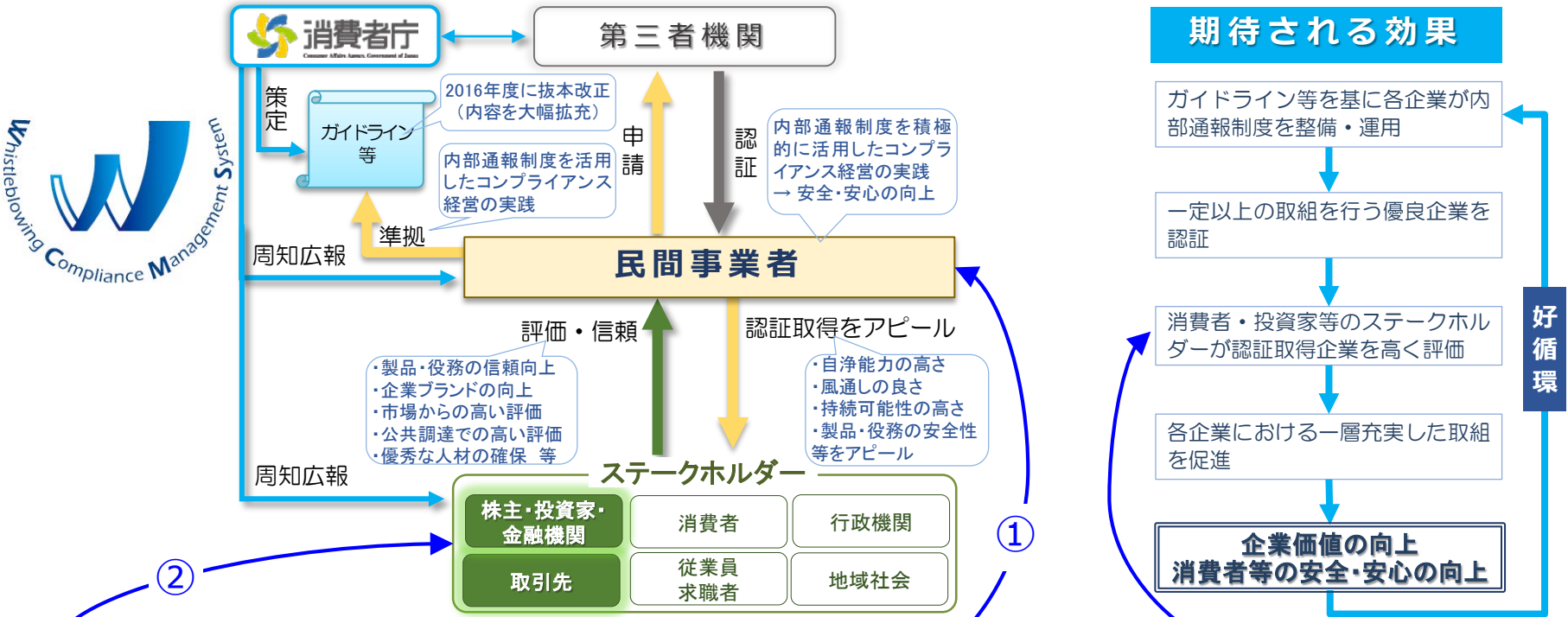


制度の実効性向上及び認証制度導入に係る政府決定等

- 消費者委員会意見 (2013年7月23日)
“内部通報制度を導入するインセンティブとして(中略) 新たな規格・認証制度を整備して内部通報制度導入の促進”
 - 世界一安全な日本創造戦略 (2013年12月10日閣議決定)
“公益通報者保護法の趣旨を踏まえ(中略) 内部通報制度の整備導入を促進する”
 - 安倍総理大臣答弁 (2014年2月12日衆・予算委)
“政府としては、今後とも、公益通報者保護制度の意義について事業者等に周知をして適切な運用を図(る)”
 - 日本再生ビジョン (2014年5月23日自由民主党日本経済再生本部)
“内部通報制度の充実やその活用に向けた制度の構築が(中略)必要”
 - 消費者基本計画 (2015年3月24日閣議決定)
“制度の見直しを含む必要な措置の検討を早急に行った上で、検討結果を踏まえ必要な措置を実施する”
- ↓
- 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書 (2016年12月消費者庁)
“実効性のある内部通報制度を整備・運用している事業者においては、従業員等からの警鐘が早期に経営陣等へ届き、自浄作用により問題が未然防止・早期発見される可能性が高いといえる。このため、当該事業者では、消費者や取引先に提供される製品・サービスは安全・安心である可能性が高く、不祥事に起因する経営不振等も生じ難い”
“ガイドライン等にとつた適切な取組を行う事業者を認証等し、消費者、取引先、株主等のステークホルダーからの評価・信頼の向上につなげることによって、事業者のインセンティブを高め、自主的な取組を促進する”
“実効性のある内部通報制度を整備・運用している事業者が高く評価され、消費者・取引先からの信頼、企業ブランドの向上、金融市場からの評価、公共調達における評価、優秀な人材の確保等につなげていくことができる社会経済環境を醸成していくことが必要である”
- ↓
- 消費者基本計画工程表 (2017年6月消費者政策会議(会長 内閣総理大臣)決定)
“最終報告書(中略) を踏まえ、(中略) 内部通報制度に係る認証制度(中略)を 可及的速やかに実施する”
※これを受け、認証制度の仕組み、審査基準の在り方等について検討するため、平成29年度に有識者検討会を開催(平成29年度調査委託事業)
 - 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針) (2018年6月閣議決定)
“消費者の安全・安心を確保するため…内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化等を図る”
 - コーポレートガバナンスコード改訂への意見に対する考え方(抜粋) (東京証券取引所 2018年6月)
“原則2-5が求める「内部通報に係る適切な体制整備」に当たっては、…「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(消費者庁2016年12月9日)を踏まえることが考えられます。”

内部通報制度に係る認証制度（WCMS認証）の概要

消費者基本計画工程表〔2017年6月消費者政策会議（会長 内閣総理大臣）決定“内部通報制度に係る認証制度（中略）を可及的速やかに実施する”〕 **骨太方針**〔2018年6月閣議決定“内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化等を図る”〕 **等に則り**、ガイドラインに準拠した**優れた内部通報制度を整備・運用する企業を高く評価する認証制度を2018年度に導入予定**（※2018年度に「自己適合宣言登録制度」、2019年度以降に「第三者認証登録制度」を導入予定）



◎各企業におかれては、
 ➤ **自社の内部通報制度の実効性向上**に取り組んでいただくとともに、
 ➤ **株主や取引先等としての役割**も適切に果たしていただくことによって（例：**ESG**投資や**CSR**調達等において**認証を取得した事業者を積極的に評価**する等）、

事業者全体の内部通報制度の実効性向上、企業価値向上及び消費者の安全・安心の向上、ひいては、国民経済の健全な発展及び投資者の保護などにも資すると考えられる。

「内部通報制度に関する認証制度検討会」報告書の概要

1. 検討会の概要等

消費者基本計画（閣議決定）に基づき開催された有識者検討会の報告書及び消費者基本計画工程表等において、事業者の内部通報制度の質の向上を図るため、認証制度を可及的速やかに導入することが明記された。このため、認証制度の仕組み及び審査基準の在り方等について検討するべく、有識者検討会を開催。

2. 報告書のポイント

(1) 導入時期

円滑な導入・運用を図るため、まずは比較的簡便な仕組みである「自己適合宣言制度」の導入から行い（30年度）、その運用状況を踏まえつつ「第三者認証制度」を導入する（31年度以降）。

(2) 認証制度のシンボルマーク

内部通報（Whistleblowing）を活用した優れたコンプライアンス経営を行う事業者であることを示すとともに、“右肩上がり”や“企業価値向上”といったイメージを伝えるという観点から、「W」を基調としたマークとする。



(3) 各事業者の実情に応じた取組の促進

ガイドラインの各項目に例示された個々の具体的施策の実施の有無を問うのではなく、各項目の本質的な趣旨に適った取組を、各企業が実情・実態に応じて行うことができる審査基準とする。

(4) PDCAサイクルによる実効性の確保

内部通報制度の実効性確保及び形骸化防止のため、PDCAサイクルによる、制度の継続的な維持・改善を促す審査基準とする。

(5) 認証制度の信頼性の確保

内部通報制度は、コンプライアンス経営の推進、ひいては消費者の安全・安心にも関わるものであるため、認証制度の普及という観点のみならず、質の確保にも十分に配慮した制度及び審査基準とする。